

年頭挨拶



播磨町商工会
会長 平崎 泰彦

令和三年の輝かしい新春を迎え謹んでお喜びを申しあげます。

会員の皆様におかれましては、幸多き新年をお迎えになられたこと存じます。

平素は、本商工会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

昨年は、国内で甚大な自然災害が発生したことに加え、中国で猛威を振るっていた新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大し、危機感が一気に高まったことで私達の日常生活に深刻な影響を与えております。特に、政府が発令した緊急事態宣言を受け、一定の施設や店舗に対して休業要請が出されるなど、飲食店を中心に営業自粛が余儀なく強いられました。

このような中、本商工会では、播磨町行政に商工業者に対する施策要望を行うとともに「コロナ対策緊急支援相談窓口」を設置し、専門家や支援員が各種給付金等の電子申請の相談に対応できる支援体制を整備するなど、ワンストップでの個者支援に務め、多くの事業者にご利用いただくことができました。

ウイズコロナ、ポストコロナと云われる中で今後の社会経済活動の在り方を考え直すことが迫られております。今年こそは平穏な一年であつて欲しいと切に願っているところですが、

小規模事業者をはじめ、中小企業を取り巻く経済環境は、コロナ禍で受注数量の大幅な減、受注単価の下落、市場の縮小により、これまで経験したことのない規模の価格競争が激化しており、予断を許さない厳しい状況です。今後、政府による効果的なコロナ対策と国内産業の活力に結びつく大胆な経済政策が講じられることを期待するところです。

商工会と致しましては、感染拡大防止策に務めるとともに事業経営の継続、雇用の維持等を最優先に考え、町行政との連携をより一層密にし、域内商工業者の経営基盤を守り、地域活力の増進による経済活性化を図る観点から小規模事業者等に対して伴走型で力強く支援して参ります。

本年も、商工会の全国統括スローガンであります「行きます聞きます 提案します」を掲げ、会員と地域から信頼され、頼れる商工会を目指し努力を続け邁進して参りますので、何卒深いご理解をいただきますとともに、今後ともご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげ、年頭の挨拶と致します。

令和三年 元旦

謹賀新年

播磨経営研究会
会長 濱崎 修
副会長 平崎 泰彦
幹事 辻 大地

謹賀新年

新島工業団地協同組合
理事長 山田 文子
理事 木下 英彦
理事 三宅 俊宏

謹賀新年

播磨町商工会青年部
部長 日野 友揚
副部長 香田 永明

新年あけましておめでとうございます

播磨町商工会
女性部
部長 大田 圭位子
副部長 浅原 敏子
副部長 中川 美知代

「播磨町イルミネーション2020」点灯式

今年も、商工会と町内金融機関が連携して地域の賑わいの創出を目的にイルミネーションを行っています。

実施期間 令和2年11月24日～令和3年1月16日
点灯時間 17時00分～24時00分



商工会は行きます 聞きます 提案します

「BCP策定セミナー」を開催

去る九月四日(金)に中小企業診断士の上山修一氏を招聘し、企業BCP策定セミナーを開催した。十三名の受講者は、何故BCPが必要なのか、また、自然災害への備えに加え、事業活動における新型コロナウイルスをはじめとした感染症への対応として、企業を存続させるためのノウハウを学んだ。

BCP(事業継続計画)とは

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。



「創業セミナー」を開催

去る十一月七日(土)、十四日(土)に播磨町商工会館において、産業競争力強化法の特定創業支援事業として、起業を検討している方や創業間もない方を対象に創業セミナーを開催し、延べ十八名が参加した。創業に必要とされる四分野(経営、販路開拓、財務、人材育成)を履修した受講者が播磨町内で創業した場合には、創業にあたっての国や信用保証協会等の優遇措置に加え、商工会館内にある起業準備オフィス(月額賃料三千円)を優先使用することができる。



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆さまへ

1. 国の保証制度

新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業・小規模事業者を支援するため、セーフティネット保証(5号)、危機関連保証が実施されています。

(1) セーフティネット保証5号

指定業種	原則全業種	指定期間	令和2年5月1日から令和3年1月31日
認定基準	①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している方 ②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方		
保証限度額	2億8,000万円(一般保証および危機関連保証とは別枠)		
保証割合	80%保証	保証料率	年0.80%

(2) 危機関連保証

指定期間	令和2年2月1日から令和3年1月31日		
認定基準	①金融取引に支障を来している方で、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっている方 ②新型コロナウイルスの拡大に起因して、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる方		
保証限度額	2億8,000万円(一般保証およびセーフティネット保証とは別枠)		
保証割合	100%保証	保証料率	年0.80%

2. 兵庫県中小企業融資制度

新型コロナウイルスの影響を受けている兵庫県内の中小企業・小規模事業者を支援する兵庫県中小企業融資制度について

融資制度名	限度額	貸付利率	保証期間	対象者	取扱期間
新型コロナウイルス感染症対応資金	4,000万円	当初3年間0%※1 (4年目以降年0.70%) 年0.70%	10年 (据置5年)	セーフティネット保証(4号・5号)、危機関連保証の認定を取得した中小企業者、個人事業主で一定の条件を満たした方(売上高等の減少幅により、利子・保証料の補助があります)	令和3年1月31日融資実行分まで(令和2年12月31日までに申込受付が必要)
新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付	5,000万円	年0.70%	10年 (据置2年)	セーフティネット保証(4号・5号)、危機関連保証の認定を取得した方(借入当初は保証料無料で利用することが可能です)	令和3年1月31日融資実行分まで
新型コロナウイルス対策貸付	2億 8,000万円			最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している方	
新型コロナウイルス危機対応貸付				最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて15%以上減少している方(危機関連保証の認定が要件)	
借換等貸付 (新型コロナウイルス対策)	5,000万円	金融機関所定	10年 (据置1年)	兵庫県融資制度等の借入残高があり、既往債務の負担軽減が必要な方(売上減少要件は新型コロナウイルス対策貸付と同様)	
経営活性化資金 (新型コロナウイルス対策)				速やかな資金調達が必要な方(取扱金融機関と1年以上の与信取引が必要。売上減少要件は新型コロナウイルス対策貸付と同様)	

※1 売上高等の減少要件があります。

※上記の各制度は概要のため、詳細につきましては、兵庫県信用保証協会(TEL 078-393-3900)、または、最寄りの取扱い金融機関へお問い合わせください。

商工会は行きます 聞きます 提案します

新型コロナ対策の動き

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う商工関係施策に係る要望書活動

播磨町商工会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商工業者に対する行政施策の創設を目的に4月14日、5月29日、6月10日の計3回に亘り、播磨町に要望した。令和2年の年明けから新型コロナウイルスの感染者が都市部を中心に拡大し、感染経路が不明な感染者も増加していたころ、政府から7都府県に対して緊急事態宣言が発出され、兵庫県でも生活を維持する上で必要な業種を除く施設や店舗に対して4月15日から5月6日まで休業を要請していた。

商工会としても感染拡大を防止するとともに事業経営の継続、雇用の維持等を最優先に考え、政府等の自粛要請に基づき通例事業の実施時期を必要に応じて柔軟に変更してきた。域内の商工業者は、従来から少子高齢化や労働力の不足、事業承継者不足などで疲弊する中で経営危機という甚大な影響を受けていることから、経営基盤を守り、地域活力の増進による経済の活性化を図る観点から、多種多様な小規模事業者を中心とした中小企業者を力強く支援するため、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う商工関係施策として、以下の項目について要望活動を行ってきた。

1. 播磨町内の中小事業者への支援金の支給

2. 税制上の配慮

- ① 個人住民税、法人住民税の減免及び納税猶予

3. 事業継続への支援金

- ① 緊急融資の返済金の一部補助
- ② 雇用調整助成金の対象残額の補助
- ③ テレワーク推進補助金
- ④ 小規模事業者持続化補助金の播磨町版の創設

4. 感染予防設備設置費及び機器購入資金への補助

- ① 空気清浄設備、除菌設備、機器の購入費用に対する補助

5. 国、県の新型コロナウイルス関連支援策の情報発信に対する商工会への補助

- ① 各種施策、制度等の照会目的のポータルサイトの開設及び運営費用
- ② 各種施策、制度等の情報配信(随時メール配信、郵送等)

6. コロナ地域商品券の発行

- ① 播磨町内の商工業者(店舗等)のみで利用できる
コロナ地域振興券の販売
※取扱店は、播磨町内に本店を置く事業者に限る。

7. 播磨町内の中小事業者への支援金の支給

国の持続化給付金及び播磨町中小企業支援金の支給対象から外れた播磨町内の事業者で、一定期間の売上減少幅が、前年比20%以上50%未満減少した事業者への事業継続支援金の給付措置。

8. 播磨町内に店舗を置く事業者への家賃補助

今後創設される国の家賃補助に係る給付対象となる播磨町内の事業者で、国から受ける家賃補助の残額給付措置。

9. お買い物・お食事クーポン券の配布

播磨町に所在する店舗で利用可能なお買い物・クーポン券(5,000円相当)を播磨町内全世帯に配布。

10. 公共工事等における町内業者の活用(発注)

建設工事等の発注について、町内経済の活性化及び町内業者(町内に本店を有する業者)の育成、振興発展を図る観点から町内業者への発注を行う措置。

※本町からの発注工事を受注した元受け事業者が、下請発注や資材調達を行う際に町内業者を活用する仕組みを構築する。

尚、公共工事を下請発注する場合は、適正な価格で請け負わせることや適正な期間内に下請代金を支払うこと等について、播磨町が独自のガイドラインを作成し運用する。

11. 播磨町プレミアム付き商品券発行事業

昨年実施された消費増税及び軽減税率制度の導入と新型コロナウイルス感染症に係る影響を緩和するとともに町内消費を下支えすることを主な目的として、プレミアム率30%の商品券の発行。

※事態の収束後、大型店など一定の規模以上の店舗を除き、播磨町内に本店を置く店舗で使用可能なプレミアム付き商品券を発行する。

以上



(お問い合わせ) 播磨町商工会
TEL 〇七九一四三五一六三〇

飲食事業者会議は、定期的に開催を予定しておりますので、本会議にご興味のある方ははじめ、今後の活動計画の立案や情報発信にご協力いただけます方のご参加をお待ちしております。

十月には、本会議で企画された飲食事業者応援チラシやポスターの制作と、そこに含まれるイベント企画が播磨町商工会の地域振興委員会(委員長・衣笠公浩)で協議され、事業実施が実現しました。

播磨町内には飲食業組合などの同業種で構成する飲食関連の団体が無く、個々の店舗が独自の工夫で販売拡大に取り組んでいます。本会議では、事業者では成し得にくい販売拡大イベントの企画・実施や町議会議員との懇談会を開催するなど、これまでにない新たな取り組みとして注目されています。

新型コロナウイルス感染症の甚大な影響を受けた飲食事業者の方々による飲食事業者会議(座長・中谷裕美子)が発足しました。第一回は五月十九日に緊急で開催され、十二月までに計十一回を数えます。

播磨町内には飲食業組合などの同業種で構成する飲食関連の団体が無く、個々の店舗が独自の工夫で販売拡大に取り組んでいます。本会議では、事業者では成し得にくい販売拡大イベントの企画・実施や町議会議員との懇談会を開催するなど、これまでにない新たな取り組みとして注目されています。

一致団結!
飲食事業者会議発足

ウィズコロナ・アフターコロナ対策事業



播磨町駅のイルミネーション

令和2年11月23日から12月25日まで山陽電車播磨町駅南側の花壇にて、毎年恒例、播磨町商工会女性部主催のクリスマスイルミネーションが実施されました。

場 所 山陽電車 播磨町駅南口
開催期間 11月23日(月)~12月25日(金)
点灯時間 17時00分~24時00分
主 催 播磨町商工会女性部



女性部員募集!

視察・研修や地域イベントへの参画など様々な楽しい事業を実施しています。

《加入資格》

商工会の会員（法人ではその役員）もしくは配偶者
 商工会の会員の親族であって、その事業に従事している女性の方

《会 費》

年 2,000円

播磨町暮らし・お店応援クーポン取扱店の登録はお済ですか!?



播磨町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた住民生活を支援するとともに町内の店舗等を支援するためクーポン事業を展開中です。

使える店舗は、このポスターを掲示していただきます。

まだ、取扱店の登録がお済でない店舗は、商工会までお問合せください。

広報9月号から2月号に掲載
 (6か月間掲載)
 1,000円以上の買い物で1回、
 500円クーポンが利用可能。

＜クーポン見本＞



最新利用店舗一覧はこちら



問い合わせ

事業内容全般(換金方法など)について
 住民グループ TEL:079-435-2364
 FAX:079-435-1169
 取扱店舗の登録について
 播磨町商工会 TEL:079-435-1630
 FAX:079-435-1634

定期健康診断を実施

去る10月15日(木)、16日(金)に播磨町中央公民館で商工会員を対象に定期健康診断を実施し、2日間で42事業所213名が受診した。

商工会では、定期健康診断受診者1名につき2,000円(一事業所最大10,000円)の助成を行っている。



四者連携協定事業「朝市」

播磨町内の総合的な産業振興等を目指し、播磨町漁業協同組合、兵庫南農業協同組合、播磨町商工会、播磨町の四者で締結した四者連携協定事業の一環として、9月5日(土)に播磨町第一庁舎敷地内で朝市を開催した。当日は、新鮮な魚や生蛸、農産物のほか、地元の飲食店(木味土味)が蛸飯を販売。近隣二市二町の他、姫路や神戸市内から訪れた買い物客がお目当ての産品を購入し、午前中で完売となった。次回は、3月27日(土)に開催する計画で現在調整中。



納税猶予のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、納税の猶予をご利用ください 国税の納付が難しい方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、**国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。**

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
 - ・ 納税について誠実な意思を有する。
 - ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
 - ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。
- (注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。
2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
 - ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常年8.9%→軽減後年1.6%※）。
- ※令和2年中における延滞税の利率

収入が概ね2割以上
減少している方には、
更に有利な特例があります

納税の猶予に『**特例（特例猶予）**』が創設されました!

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等にかかる収入(注)が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
 - ② 一時に納税することが困難であること。
- (注)収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

○ 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です(注)。

(注)やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署(徴収担当)にご事情をお申し出ください。

○ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

まずは「**国税局猶予相談センター**」へ電話でお早めにご相談ください

猶予制度に関するお問合せについては、「**国税局猶予相談センター**」(フリーダイヤル等)をご利用ください。

【受付時間】 8:30~17:00 (土日祝除く。)

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

電話番号はこちら



令和2年分確定申告・決算相談日のお知らせ (所得税及び消費税) 対象:青色申告部会員

相談日	2月16日(火)・17日(水)・22日(月)・26日(金) ※2月16日だけは、午後のみ開催です。 3月1日(月)・2日(火)・5日(金)・8日(月)・9日(火)・11日(木)・12日(金)
相談時間	(午前の部) 9:30~12:00 (午後の部) 13:00~15:30
受付時間	(午前の部) 9:00~11:30 (午後の部) 12:30~15:00
場所	播磨町商工会館2階会議室
相談員	税理士、経営指導員等

必要書類

- ① 令和2年分決算書・申告書等控
(控用に予めご記入願います)
- ② 青色帳簿等の集計表(売上・経費等)
- ③ 各種保険料等の控除証明書類
国民年金、健康保険、生命保険、地震保険、
小規模企業共済など
※医療費控除を受けるには、領収書(証)の
原本が必要です。
- ④ 申告する方の印鑑(認印可)
- ⑤ 前年分(令和元年分)及び前々年分(平成30
年分)の決算書・申告書の控
- ⑥ その他関係書類
※申告する内容により
上記以外の書類が必要と
なる場合があります。



起業準備オフィス利用者募集

問合せ先

079-435-1630

播磨町商工会 創業支援チーム

播磨町商工会は、創業や会員事業所の支援に力をいれています。町内での起業や居住者の起業を支援することを目的に起業準備オフィスを設置し、その入居者を募集しています。

創業予定～新規創業後概ね1年以内の個人・法人を対象とします。利用料は月額3,000円（駐車場代込み）です。是非、ご利用をお願いします。



新規会員紹介 (順不同敬称略)

① 事業所名 ② 業種 ③ 事業所住所 ④ 電話番号

<p>① 大中電気システム</p> <p>② 建設業</p> <p>③ 明石市魚住町長坂寺680-3</p> <p>④ 090-5125-9924</p>	<p>① 株式会社 フジヤ號</p> <p>② 小売業</p> <p>③ 加古川市加古川町北在家2055</p> <p>④ 079-424-2485</p>	<p>① くまもと整骨院</p> <p>② サービス業</p> <p>③ 南野添1-3-21</p> <p>④ 079-497-7505</p>	<p>① カワノ工業</p> <p>② 製造業</p> <p>③ 古宮1-5-38</p> <p>④ 090-5134-2524</p>
<p>① 株式会社 TK Nature</p> <p>② サービス業</p> <p>③ 南野添1-3-32 北武ビル3号</p> <p>④ 079-451-6781</p>	<p>① 株式会社 しげ真</p> <p>② 飲食業</p> <p>③ 加古川市尾上町安田99-1</p> <p>④ 079-427-4055</p>	<p>① (不動産貸付)</p> <p>② サービス業</p> <p>③ 北本荘4-7-24 ハイツアメニティ101号</p> <p>④ 079-435-7980</p>	<p>① Snack nao</p> <p>② 飲食業</p> <p>③ 東本荘1-1-13 ハリマビル3階</p> <p>④ 079-436-1577</p>
<p>① 焼肉レストラン よつば亭</p> <p>② 飲食業</p> <p>③ 古田3-3-26</p> <p>④ 079-436-3428</p>	<p>① フェイシャルエステサロン moon</p> <p>② サービス業</p> <p>③ 神戸市西区岩岡町岩岡2052</p> <p>④ 078-967-1619</p>	<p>① relaxation salon COCO</p> <p>② サービス業</p> <p>③ 南野添3-10-11-505</p> <p>④ 090-2286-0442</p>	<p>① 株式会社 DICE</p> <p>② サービス業</p> <p>③ 加古川市別府町 新野辺北町7-11</p> <p>④ 079-437-5566</p>
<p>① 住まいる商会</p> <p>② 建設業</p> <p>③ 北野添2-2-10 土山共同センター1F</p> <p>④ 080-3387-6445</p>	<p>① 株式会社 アンギラ</p> <p>② 製造業</p> <p>③ 小野市大開町1452-77</p> <p>④ 0794-70-7226</p>	<p>① あかり鍼灸接骨院</p> <p>② サービス業</p> <p>③ 野添1656-5-1F</p> <p>④ 078-920-8100</p>	<p>① 株式会社 かとう住研</p> <p>② サービス業</p> <p>③ 北本荘1-13-12</p> <p>④ 079-441-2555</p>
<p>① 株式会社 カテトス (Cookin' ぶれえめん'ず)</p> <p>② 飲食業</p> <p>③ 北野添2-1-2 BiVi土山2F</p> <p>④ 078-939-2783</p>	<p>① 有限会社 ハリマ電化</p> <p>② 小売業</p> <p>③ 宮西3-7-13</p> <p>④ 079-437-8629</p>	<p>① 神戸オートオークション株式会社</p> <p>② 小売業</p> <p>③ 南大中3-2-11</p> <p>④ 079-436-9991</p>	<p>① 夢を紡ぐお手伝い写真家 たにやん</p> <p>② サービス業</p> <p>③ 尼崎市常松1-3-4 コナビレッジ415号</p> <p>④ 090-8375-5590</p>
<p>① 酒処 りん</p> <p>② 飲食業</p> <p>③ 北野添2-2-10 兵和マンション土山共同センター1F</p> <p>④ 078-915-8830</p>	<p>① NOSUKE</p> <p>② 飲食業</p> <p>③ 南大中2-2-14</p> <p>④ 079-455-7631</p>	<p>① 株式会社 ういんくホーム</p> <p>② サービス業</p> <p>③ 加古川市平岡町土山1224-6</p> <p>④ 078-945-3588</p>	<p>① 大真工業</p> <p>② 製造業</p> <p>③ 加古川市平岡町土山168-12</p> <p>④ 078-943-8083</p>

キャッシュレス決済還元キャンペーンを実施!

播磨町では、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ消費の喚起及びキャッシュレス決済の普及促進のため、PayPayと連携したキャッシュレス決済還元キャンペーンを実施します。

ポイント付与率 PayPayでの決済金額の最大20%を付与します。

1回あたりのポイント付与上限額：1,000円相当

期間中のポイント付与上限総額：5,000円相当

対象店舗 町内のPayPay加盟店 **実施時期** 令和3年3月1日～3月31日

キャンペーンに先駆け、事業者向け説明会を実施します。

事業者向け説明会

日時 令和3年1月18日(月)
第1部 10:00～12:00 第2部 14:00～16:00
※内容は同じです。

場所 播磨町中央公民館 2階 視聴覚室

参加資格 町内に事業所又は店舗がある事業者

参加費用 無料

申込方法 令和3年1月14日(木)までに播磨町商工会へ電話で申し込み

【事業者向け説明会に関する問い合わせ】 播磨町商工会 TEL 079-435-1630

【事業全般に関する問い合わせ】 播磨町住民グループ 地域振興チーム TEL 079-435-2364

商工会は行きます 聞きます 提案します

播磨町技能職者表彰

被表彰者氏名 大西 広朗 氏

事業所所在地 本荘

職 種 紙加工業

表 彰 式 令和2年11月18日(水)

表 彰 会 場 播磨町役場 第一庁舎 2F 町長室

推 薦 者 播磨町商工会 会長



兵庫県自治賞表彰

被表彰者氏名 大田 圭位子 氏

(播磨町商工会 理事、播磨町商工会女性部 部長)

事業所所在地 本荘

職 種 不動産貸付業

表 彰 式 令和2年10月23日(金)

表 彰 会 場 アスパア明石 北館 9F 子午線ホール

推 薦 者 播磨町商工会 会長

いっとこか
そうだんへ



建物(一般住宅を除く)には、消防法により様々な防火安全対策が求められています。

例えば、住宅を宿泊施設に変更する場合や新たに庇(ひさし)を設け面積が増える場合などは、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備などが新たに必要となることがあります。

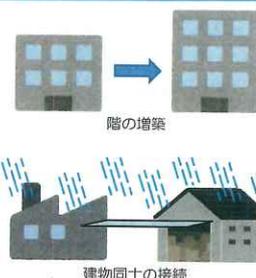
それらを知らずに工事をした場合、新たな消防用設備等の設置や工事のやり直し、増改築部分の取り壊しなど、想定外の出費にもつながりかねません。そうならないためにも、**加古川市 稲美町 播磨町**の建物の用途変更や増改築などをお考えの際は事前にご相談ください。

雨に濡れるから、
工場と倉庫を
つなげたいんだけど…

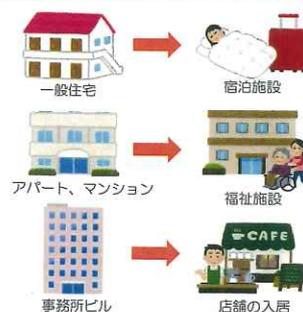
空き家を再利用して、
福祉施設を
やりたいんだけど…



増改築などの具体例



テナント変更などの具体例



建物関係者の皆様へ

消防法違反になっていませんか?

建物の工事(増改築)をおこなう際や、

新規テナント開業の際は、**ひとまず事前相談**を!!

問い合わせ先 予防課 079-427-6534

加古川市消防本部

来館時の検温等へのご協力をお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来館時に検温を実施しております。

37.5度以上の発熱が確認された場合は、入館をご遠慮いただくことがございます。

ご協力をお願いいたします。

また、マスクの着用・手指の消毒にも併せてご協力くださいますようお願いいたします。

入館時の 検温実施中



発熱確認のある方、体温が37.5度以上の方は
入館をご遠慮いただく場合がございます。
ご協力をお願いします。



併せてご協力をお願いします